

浪江町地域農業再生協議会水田フル活用ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

浪江町全域が東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示を受けており、全町民が避難を強いられているため町内での営農が困難な状況である。今後帰還に向け、順次除染が完了していく見込であるため、除染完了後の農地保全と平行して、町内での営農再開に向けた活動を推進していく。しかし、除染の遅れによる帰還意識の減衰や、風評被害による営農の困難など課題は多く、多くの農家が帰還後の経営ビジョンを描けていないことから、避難先での一時的な営農再開も含め産地交付金を活用し、浪江町営農復興のための足がかりとすることを目標とする。

2 作物ごとの取組方針

(1) 主食用米

震災により町内の水源である大柿ダムからの給水が出来ないため、当面の間多くの地域で水稻による作付は困難な状況である。しかし、水稻による営農再開に向け、研究機関と連携した作付実証などに取り組み、浪江町で安全なお米が作れることを確認し、水田農業再開のための基盤造りを進めていく。同時に市場への出荷は風評被害の影響が予想されるため、産地資金を活用して、市場評価の影響や掛かり増し経費等に対する助成を行い、農業者意欲の向上により浪江町での水稻作付けを拡大していく。

(2) 非主食用米

ア. 飼料米 ウ. WCS

避難指示区域の指示後も町内では家畜の継続飼育を続ける酪農・畜産農家があり、大学等と連携した管理が続けられている。しかし、生乳や家畜については出荷が禁止されており、かつ与える飼料についても支援が無いため、飼料の確保や費用が負担となっている。そのため、飼料米および WCS の取り組みについて産地交付金を活用し、継続飼育農家へ支援を行なう。またその取り組みと平行して、継続飼育の酪農家・畜産家を始めとした関係者と連携し、市場への出荷再開に向けた酪農・畜産復興の取り組みを推進する。

イ. 米粉用米

取組予定なし

エ. 加工米

浪江町産の風評被害払拭のために、町内産米を活用した6次化の取り組みを推進する。町内の事業者（鈴木酒造）と連携し、日本酒や味噌製品等の地域特色を活かした米製品作りを促し、町内産の米の需要拡大を目指す。

オ. 備蓄米

試験栽培等の米を備蓄米として販売し、販売の実績を蓄積する。町内産米のPRと平行して市場への出荷の取組を推進し、備蓄米中心の生産から販売用主食米への移行を目指す。

(3) 麦、大豆、飼料作物

従来浪江町は水稲中心の農業であったが、震災以降水源が被災し水稲作付のための水の確保が困難な状況である。そのため、新たな土地利用型の作物への転換が求められる。

麦、大豆、飼料作物は水の少ない土地でも栽培が可能のため、有望な転作作物と考えられる。放射性物質の吸収抑制対策を講じた上で、酪農等農家が継続飼育し、生産拡大となるよう経営所得安定化対策等及び福島県営農再開支援事業を活用する。

飼料作物においては、産地戦略枠に位置づけ産地交付金を活用し、生産性向上の取組を推進する。

(4) そば・なたね

除染後の農地は地力の低下が予想される。そば、なたねは痩せた土地でも栽培可能であり、栽培の手間がかからないため、有望な品種と考えられる。ダム等のインフラが復旧し水田農業が再開出来る環境になるまでの繋ぎの役割も期待されるため、産地資金を活用してこれら作物への取組を支援する。

(5) 野菜、花卉

避難指示解除後の浪江町にあつては、少数の農家でこれまでの広大な農地を管理していくことが求められる。しかし逆手に取れば、農地を手放したい意向を持つ農家が一定以上見込まれるため、集約化と機械化により、効率的な土地利用型の農業に転換していくためには好機であると言える。今後試験栽培等を通じ、水稲以外の作物のうち、放射性物質の移行が少なく、かつ気候に合う品目を明らかにする。そして、機械化などによる労働負担軽減の技術の導入を検討しながら転換を推進していく。

このほか、非食用の花弁等についても小面積で高い所得を上げることができ、かつ風評の影響を受けにくい作物であることから重点的に推進していきたい分野である。民間企業や研究機関等と連携し、栽培技術の定着化と先進技術の導入の試みを行い、収益性の高い施設園芸の展開を促す。

新たな土地利用型農業および施設園芸の転換について、今後その経営体の数をいかに確保していくかが課題である。それぞれの経営モデルを示し、雇用の場としての農業のPRを行い、新規就農者や帰還して農業を行なう者の確保を図る。これら取組みに対する支援として産地交付金の活用を行なう。

なお、産地交付金の活用にあたっては町外で一時的に就農し、これまで浪江で培った栽培の技術を絶やさないための取組を行なう者も対象とし、将来的な浪江町での営農再開のための意欲醸成に繋げる。

(6) 不作付地の解消

除染完了後の農地であっても避難指示が継続中であり、かつ風評被害の影響が懸念される状況にあつては、帰還後の経営ビジョンを描くことは困難である。そのため、インフラの復旧および避難指示解除がされるまでの間、福島県営農再開支援事業を活用し、農地保全する取組を行なう。しかし、農地除染で表土剥ぎ取りがなされた場所については地力の回復が求めら

れるため、地力作物の栽培の取り組みが必要である。また、荒廃した農地の姿が町民の帰還意欲減衰の要因となっていることから、景観作物の作付が帰還意欲向上に繋がると期待できる。よって、これらの取り組みを推進するために産地交付金を活用した支援を行なう。

3 作物ごとの作付予定面積

作物	平成 25 年度の作付面積 (ha)	平成 27 年度の作付予定面積 (ha)	平成 28 年度の目標作付面積 (ha)
主食用米	0	1	5
飼料用米	0	0	10
米粉用米	0	0	0
WCS 用稲	0	0	10
加工用米	0	1	1
備蓄米	0	1	10
麦	0	0	5
大豆	0	0	5
飼料作物	0	0	10
そば	0	0	10
なたね	0	0	10
その他地域振興作物	1	3	3
野菜			
・りんどう	1	1	1
・トルコギキョウ	0	1	1
・その他	0	1	1

4 平成 28 年度に向けた取組及び目標

(単位：h a)

取組 番号	対象作物	取組	分類 ※	指標	平成 25 年度 (現状値)	平成 27 年度 (予定)	平成 28 年度 (目標値)
1	飼料作物	生産性向上の取組	ア	取組面積	0	0	10
2	飼料用米	生産性向上の取組	ア	取組面積	0	0	10
3	WCS 用稲	生産性向上の取組	ア	取組面積	0	0	10

※「分類」欄については、要綱(別紙 10)の2(5)のア、イ、ウのいずれに該当するか記入して下さい。(複数該当する場合には、ア、イ、ウのうち主たる取組の記号をいずれか1つ記入して下さい。)

- | |
|--|
| ア 農業・農村の所得増加につながる作物生産の取組
イ 生産性向上等、低コスト化に取り組む作物生産の取組
ウ 地域特産品など、ニーズの高い製品の産地化を図るための取組を行いながら付加価値の高い作物を生産する取組 |
|--|